

17.2 国有企業章留保表（附属書 IV）

カナダ、チリ及びメキシコ

川島富士雄*

I. 概要及び解説・コメント

以下、国名の英語表記の頭文字のアルファベット順（カナダ、チリ及びメキシコ）で取り上げる。ベトナム、マレーシアはそれぞれ個別に、オーストラリア、ブルネイ、ニュージーランド、ペルー及び米国）カナダ、チリ及びメキシコについては一括して、それぞれ別稿で取り上げる。なお、日本及びシンガポールは、附属書 IV を提出していない。

カナダ

留保する義務	対象企業／概要
17.6 条 1(b)及び(c)、同 2 (b)及び(c)（非商業的援助）	<u>対象企業</u>：連邦橋梁公社（the Federal Bridge Corporation Limited）及びウィンザー・デトロイト橋梁公社（the Windsor-Detroit Bridge Authority）、又は類似の機能及び目的を有する新規の、再建された若しくは承継した国際橋梁管理機関 カナダ政府、その公的企業又は国有企業は、国際橋梁を管理（デザイン、建設、運営及び保守。カナダ域外でのサービス供給も含みうる）するため、対象企業に対し非商業的援助を提供することができる。
金融又は住宅関係サービスに関する 17.4 条 1(a)、同(b)(i)及び同(c)(i)（無差別待遇・商業的考慮）	<u>対象企業</u>：カナダ住宅金融公社（Canada Mortgage and Housing Corporation）及びカナダ住宅信託公社（Canada Housing Trusts）又は類似の機能及び目的を有する新規、再建若しくは承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業は、法令の規定に従い、カナダ内の住宅需要を支持するために、商業的考慮以外の要因を考慮することができる。対象企業は、一部の他国の企業との間でサービスの提供・購入を行うことができる。
17.6 条 1(b)（非商業的援助）	<u>非商業的援助</u>：カナダ政府は、金融又は住宅関係サービスのカナダから他の締約国への供給について、対象企業に対し非商業的援助を提供することができる。

* かわしま ふじお／神戸大学大学院法学研究科・教授

17.4 条 1(a) (無差別待遇・商業的考慮) カナダ領域内の対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a)、同 2(a) (非商業的援助) 17.6 条 1(b)、同 2 (b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u>: カナダ放送公社 (The Canadian Broadcasting Corporation (CBC))、テレフィルムカナダ (Telefilm Canada) 及び文化産業に関する新規、再建又は承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u>: 対象企業は、物品・サービスの購入・販売 (例 番組購入、製作者への融資) においてカナダの産品・供給者に優遇を与えることができる。同優遇は、カナダ附属書 II 16 頁に従って与えられる。 <u>非商業的援助</u>: カナダ政府、又は対象企業は、カナダ領域内の対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し、及びカナダから他の締約国へのサービス供給について、非商業的援助を提供することができる。
17.4 条 1(a)、同 (c)1 (無差別待遇・商業的考慮) 17.6 条 1(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u>: カナダ商業公社 (Canadian Commercial Corporation) 又は類似の機能及び目的を有する新規、再建若しくは承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u>: 対象企業は、物品・サービスの輸出入を助長するサービスの提供をカナダ域内の企業に限定することができる。対象企業は、二国間協定に基づいて、特定国原産又は向けの物品・サービスの輸出入を助長するサービスの提供において優遇を与えることができる。 <u>非商業的援助</u>: カナダ政府は、物品・サービスの輸出入を助長するカナダから他の締約国へのサービスの提供について、対象企業に対し非商業的援助を提供することができる。
カナダ領域内の対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a) (非商業的援助) 17.6 条 1(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u>: カナダ酪農委員会 (Canadian Dairy Commission) 又は類似の機能及び目的を有する新規、再建若しくは承継企業 <u>非商業的援助</u>: カナダ政府は、カナダ酪農委員会法に従い、カナダ領域内での酪農品の生産・販売、及び酪農品の国際貿易 (輸出入) に関するサービスについて、対象企業に対し、非商業的援助を提供することができる。

17.4 条 1(a) (物品・サービスの購入に関し)、同(b) (無差別待遇・商業的考慮)	<u>対象企業</u>：現在及び将来のすべての国有企業 対象企業は、物品又はサービスの購入に際し、先住民及び同組織により有利な待遇を与えることができる。
---	--

【解説・コメント】

カナダは、限定的ながら国外市場への悪影響についても留保を行っている（①～⑤）。③放送等の文化分野での留保の例として、他にチリ⑤（後掲）があるが、チリ⑤の留保は国内市場での悪影響に限定されている。最後の⑥先住民への優遇措置に関する留保の例として、他にオーストラリア、チリ⑦及びペルー②がある。また、同章の留保ではないが、29 章（例外及び一般規定）において、先住民（マオリ族）への優遇措置を一般的に例外とする締約国として、ニュージーランドがある（29.6 条）。

チリ

留保する義務	対象企業／概要
17.4 条 1(a)、同 (b) 及び 同 (c)(i) (無差別待遇・商業的考慮) チリ領域内の対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a) (非商業的援助)	<u>対象企業</u>：Empresa Nacional del Petróleo (ENAP)又は同承継企業、子会社及び関連企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業は、チリの僻地 (remote) 又は供給不十分 (underserved) の地域への再販売のため、炭化水素又は電力等エネルギー製品の購入において優遇を与えることができる。対象企業は、チリの僻地又は供給不十分の地域の消費者向けに、エネルギー製品の販売において優遇を与えることができる。 <u>非商業的援助</u>：対象企業は、チリの僻地又は供給不十分の地域へ適切なエネルギー協力を確保する目的で、エネルギー製品の生産・販売に関し非商業的援助を受けることができる。
17.4 条 1(a) 及び 同 (b) (無差別待遇・商業的考慮) チリ領域内の対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a) (非商業的援助)	<u>対象企業</u>：Corporación Nacional del Cobre (CODELCO)又は同承継企業、子会社及び関連企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業は、チリ領域内の企業に対し、その物品・サービスの年間購入額の総額の 10% までにおいて、優遇を与えることができる。 <u>非商業的援助</u>：対象企業は、チリ領域内での鉱物又は副産物の生産・販売に関し、非商業的援助を受けることができる。 【解説・コメント】 Corporación Nacional del Cobre (CODELCO)は、1970 年代の銅鉱山の国有化政策の結果、設立された国有企業である。世界最大の銅生産企業であり、かつ世界最大の埋蔵量の銅鉱山を擁する。
17.4 条 1(a)、同 (b) 及び 同 (c)(i) (無差別待遇・商業的考慮) チリ領域内の対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a) (非商業的援助)	<u>対象企業</u>：Empresa Nacional de Minería (ENAMI)又は同承継企業、子会社及び関連企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業は、法令に従い、チリの中小製造業者からの鉱物の購入において優遇を与えることができる。対象企業は、法令に従い、チリの中小製造業者に対し、優遇条件で技術支援及び金融サービスを提供することができる。 <u>非商業的援助</u>：対象企業は、鉱物の購入並びに技術支援及び金融サービスを通じて、チリの中小製造業者を支援する活動を維持する目的で、非商業的援助を受けることができる。

し 17.6 条 1(a) (非商業的援助)	
17.4 条 1(a)、及び同(b) (無差別待遇・商業的考慮)	<u>対象企業</u> : Empresa de Transporte de Pasajeros Metro S.A. (METRO)又は同承継企業、子会社及び関連企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u> : 対象企業は、チリ領域内の企業に対し、その物品・サービスの年間購入額の総額の 10%までにおいて、優遇を与えることができる。
17.4 条 1(a) 及び同(b) (無差別待遇・商業的考慮) 17.6 条 1(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u> : Televisión Nacional de Chile (TVN)又は同承継企業、子会社及び関連企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u> : 対象企業は、法令に従い、番組コンテンツの購入において、チリコンテンツ及び物品を優遇することができる。 <u>非商業的援助</u> : 対象企業は、主としてチリ国内市場向けの放送サービスの供給に関し、非商業的援助を受けることができる。
金融サービスに関し 17.4 条 1(a)、及び同(c)(i) (無差別待遇・商業的考慮)	<u>対象企業</u> : Banco del Estado de Chile (BANCOESTADO) 又は同承継企業、子会社及び関連企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u> : 対象企業は、法令に従い、チリ国民のうちサービス供給が不十分な者に対する金融サービスの供給において優遇を与えることができる。但し、当該金融サービスが関連市場における民間企業により供給される金融サービスを代替し、又は妨げることを意図しないことを条件とする。
17.4 条 1(a) (物品・サービスの購入に関し)、同(b) (無差別待遇・商業的考慮)	<u>対象企業</u> : 現在及び将来のすべての国有企業 対象企業は、物品・サービスの購入に際し、先住民及び同共同体に有利な待遇を与えることができる。

【解説・コメント】

チリによる留保の 5 つ (①～④及び⑥) は、僻地、中小企業又はチリ企業の支援政策であり、エネルギー、鉱物資源、金融の各分野の国有企業がその手段として活用されている。いずれの留保でも、国外市場への悪影響は留保されていない。⑤の放送分野での非商業的援助は、カナダ③と共通するが、前者は「主としてチリ国内市場向けの放送サービスの供給に関し」との限定が付され、国外市場への悪影響は留保しないのに対し、後者は国外市場への悪影響も留保しているという違いがある。①及び⑥は公共サービス供給の例外 (17.4 条 1(a)) によってカバーされる可能性もあるが、確認的に留保したものと考えられる。

メキシコ

留保する義務	対象企業／概要
17.4 条 1(a) (無差別待遇・商業的考慮) 17.6 条 1(a) (メキシコ領域内の対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し)及び同 2(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u> : Comisión Federal de Electricidad、同子会社及び関連企業又は新規、再建若しくは承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u> : 対象企業は、送配電、原子力による発電等の活動に従事する際に、物品・サービスの購入において、メキシコ企業に対し優遇を与えることができる。政府は、対象企業に対し、天然ガス等の輸送、備蓄、流通等の活動に従事する際に、物品・サービスの購入において、メキシコ企業に対し優遇を与えるよう要請することができる。同優遇は、メキシコ附属書 I 23 頁 (電力) に従って与えられる。 <u>非商業的援助</u> : メキシコ政府、その公的企業又は国有企業は、対象企業に対し、電気事業法に基づく、農村コミュニティ等の電氣化を促進するプログラムの実施だけを目的とする非商業的援助 (ユニバーサル電気サービス基金からのものも含む) を提供することができる。
17.6 条 1(a)及び同 2(a) (対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し)、同 1(b)及び 2(b) (隣接する締約国領域へのサービス供給に関し) (非商業的援助)	<u>対象企業</u> : Comisión Federal de Electricidad、同子会社及び関連企業又は新規、再建若しくは承継企業 <u>非商業的援助</u> : メキシコ政府、その公的企業又は国有企業は、対象企業に対し、ガスのパイプライン輸送、備蓄及び流通の分野での、社会的意義及び経済開発を伴う政府プロジェクトの実施だけを目的とする非商業的援助を提供することができる。
17.4 条 1(a) (無差別待遇・商業的考慮)	<u>対象企業</u> : Petróleos Mexicanos、同子会社及び関連企業又は新規、再建若しくは承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u> : 対象企業は、メキシコ領域内での石油等の採掘・生産に従事する際に、物品・サービスの購入において、メキシコ企業に対し優遇を与えることができる。政府は、対象企業に対し、国産品の購入又は国内サービスの契約に対する優遇を要請することができる。同優遇は、メキシコ附属書 I 20 頁 (エネルギー) に従って与えられる。

17.6 条 1(a)及び同 2(a) (対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し)、同 1(b)及び 2(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u> : Petróleos Mexicanos、同子会社及び関連企業又は新規、再建若しくは承継企業 <u>非商業的援助</u> : メキシコ政府、その公的企業又は国有企業は、対象企業に対し、(a)石油・ガスの精製・加工、パイプライン輸送、備蓄、流通及び小売の分野での、社会的意義があり経済開発を促進する、又は、(b)農村地域等の国民の基本的ニーズを満たすために石油等の産品の手頃な値段での適切な供給を確保する、連邦政府プロジェクト (隣接する締約国へのサービス適用に関するプロジェクトを含む) の実施だけを目的とする非商業的援助を提供することができる。
17.6 条 1(a)及び同 2(a) (対象投資財産の生産・販売する物品と競争する物品の生産・販売に関し)、同 1(b)及び 2(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u> : Centro Nacional de Control del Gas Natural、又は新規、再建若しくは承継企業 <u>非商業的援助</u> : メキシコ政府、その公的企業又は国有企業は、対象企業に対し、天然ガスの加工、ガス・石油製品の輸送、備蓄及び流通の分野での、社会的意義があり経済開発を促進するプロジェクトの実施だけを目的とする非商業的援助を提供することができる。
17.4 条 1(a)、同 (b)及び同(c) (無差別待遇・商業的考慮) 17.6 条 1(b)及び同 2(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u> : Banco Nacional de Obras y Servicios Públicos, S.N.C 又は類似の機能及び目的を有する新規、再建若しくは承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u> : 対象企業 (開発銀行としてインフラ・公共サービスへの官民投資に関係する、又は政府の制度強化を支援するプロジェクトへ融資を目的とする) は、法令に規定された考慮に従い、サービス購入においてメキシコ企業に優遇を与えることができる。対象企業は、法令に規定された考慮に従い、信用へのアクセスを促進するプログラムに関係する金融サービスの販売において、メキシコ国民又は企業に優遇を与えることができる。 <u>非商業的援助</u> : 対象企業は、上記の目的を遵守するために銀行サービスに関し政府保証を受けることができる。対象企業のサービスは、関連市場の民間企業のサービスを代替し、又は妨げることを目的としない。
17.4 条 1(a)、同 (b)及び同(c) (無差別待遇・商業的考慮) 17.6 条 1(b)及び同 2(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u> : Banco del Ahorro Nacional y Servicios Financieros, S.N.C、又は類似の機能及び目的を有する新規、再建若しくは承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u> : 対象企業 (開発銀行として、銀行分野での貯蓄、融資及び投資を促進する等を目的とする) は、法令に規定された考慮に従い、サービス購入においてメキシコ企業に優遇を与えることができる。対象企業は、法令に規定された考慮に従い、信用へのアクセス

援助)	を促進するプログラムに関する金融サービスの販売において、メキシコ国民又は企業に優遇を与えることができる。 <u>非商業的援助</u>：対象企業は、上記の目的を遵守するために銀行サービスに関し政府保証を受けることができる。対象企業のサービスは、関連市場の民間企業のサービスを代替し、又は妨げることを目的としない。
17.4 条 1(a)、同 (b)及び同(c)（無差別待遇・商業的考慮） 17.6 条 1(b)及び同 2(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u>：Banco Nacional del Ejército, Fuerza Aérea y Armada, S.N.C.、又は類似の機能及び目的を有する新規、再建若しくは承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業（開発銀行として、主にメキシコ陸空海軍に対する金融支援を行うことを目的とする）は、法令に規定された考慮に従い、サービス購入においてメキシコ企業に優遇を与えることができる。対象企業は、法令に規定された考慮に従い、信用へのアクセスを促進するプログラムに関する金融サービスの販売において、メキシコ国民又は企業に優遇を与えることができる。 <u>非商業的援助</u>：対象企業は、上記の目的を遵守するために銀行サービスに関し政府保証を受けることができる。対象企業のサービスは、関連市場の民間企業のサービスを代替し、又は妨げることを目的としない。
17.4 条 1(a)、同 (b)及び同(c)（無差別待遇・商業的考慮） 17.6 条 1(b)及び同 2(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u>：Nacional Financiera, S.N.C.、又は類似の機能及び目的を有する新規、再建若しくは承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業（開発銀行として、工業発展及び国家・地域経済開発のために貯蓄・投資の促進等を目的とする）は、法令に規定された考慮に従い、サービス購入においてメキシコ企業に優遇を与えることができる。対象企業は、法令に規定された考慮に従い、信用へのアクセスを促進するプログラムに関する金融サービスの販売において、メキシコ国民又は企業に優遇を与えることができる。 <u>非商業的援助</u>：対象企業は、上記の目的を遵守するために銀行サービスに関し政府保証を受けることができる。対象企業のサービスは、関連市場の民間企業のサービスを代替し、又は妨げることを目的としない。
17.4 条 1(a)、同 (b)及び同(c)（無差別待遇・商業的考慮） 17.6 条 1(b)及び同 2(b) (非商業的援助)	<u>対象企業</u>：Sociedad Hipotecaria Federal, S.N.C.、又は類似の機能及び目的を有する新規、再建若しくは承継企業 <u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業（開発銀行として、住宅の建設・取得・改善のために信用・保証を供与することで、担保市場の発展を促進し、かつ住宅関連の生産能力・技術発展を促進することを目的とする）は、法令に規定された考慮に従い、サービス購入においてメキシコ企業に優遇を与えることができる。対象企業は、法令に規定された考慮に従い、信用へのアクセスを促進するプログラムに関する金融サービスの販売において、メキシコ国民又は企業に優遇を与えることができる。 <u>非商業的援助</u>：対象企業は、上記の目的を遵守するために銀行サービスに関し政府保証を受けることができる。対象企業のサービスは、関連市場の民間企業のサービスを代替し、又は妨げることを目的としない。

	販売において、メキシコ国民又は企業に優遇を与えることができる。 <u>非商業的援助</u>：対象企業は、上記の目的を遵守するために銀行サービスに関し政府保証を受けることができる。対象企業のサービスは、関連市場の民間企業のサービスを代替し、又は妨げることを目的としない。
--	--

【解説・コメント】

メキシコの 10 留保のうち 5 つがガス・石油関係、残り 5 つが開発銀行関係である。①～⑤のガス・石油関係の非商業的援助の留保は、社会的意義があり経済開発を促進する、又は、農村地域等へのユニバーサルサービスを確保するためのものに集中している。一部国外市場への悪影響も留保するが（例 ②及び④は国境を接する隣接締約国へのサービス供給に関する留保）、その範囲は限定的である。⑥～⑩は、設立目的の異なる 5 つの開発銀行の活動に関する留保だが、その内容はほぼ共通している。

【附属書Ⅳ全体に関する解説・コメント】については、川島富士雄「17.2 国有企業章留保表（附属書Ⅳ）オーストラリア、ブルネイ、ニュージーランド、ペルー及び米国」（ver.1.1(2016/9/7)）8 頁参照。

II. 備考および更新情報

特になし。